

◎岡山県告示第三百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃止		新設		
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-オ-4)		同左		
能	力	3.2m ³ /時		同左		
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		
工事完成予定年月日		-		工事着手後1週間		
使用開始予定年月日		-		工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通常	最大	通常	最大
	水	量 (m ³ /日)	12.3	18.8	同左	
	p	H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	C	O D (mg/L)	299	494		
	S	S (mg/L)	33	57		
	油	分 (mg/L)	32	41		
	T	- N (mg/L)	19	38		
	T	- P (mg/L)	6	10		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年6月23日から同年7月14日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第三百五十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニー（メチルアミノ）ーニフェニルシクロヘキサンーオン（通称名Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- 2 ー（四ークロロフェニル）ーニメチルプロパンーニアミン（通称名四ーCMA、pCMA）及びその塩類
- 3 ー（四ーシアノブチル）ーニフェニルプロパンーニールーHーインダゾールーニカルボキサミド（通称名CUMYLー四CNーBINACA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十九年六月二十四日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所 彩

2 所在地

岡山県和气郡和气町父井原三三八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社恵清

2 所在地

岡山県和气郡和气町父井原三三八

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇六三六

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔二二四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
岡山県消防防災ヘリコプター運航管理業務
- 二 契約期間
平成二十九年六月一日から平成三十四年五月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県消防保安課消防防災航空センター
岡山市北区日応寺七六一―
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年五月二十五日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
四国航空株式会社
岡山市南区浦安南町六七二―一
- 六 契約金額
五六〇、五二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四一、五二〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に該当するため

〔二二五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりそいグループ

三 代表者の氏名

福高 美鈴

四 主たる事務所の所在地

倉敷市酒津二二六〇―二―西

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな障がいをもちながら地域で生活をする人々や、その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし住み慣れた自宅や、地域での生活が可能になるような支援事業を行い、すべての人々が自分らしく輝いて生きていける地域社会作りと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二二六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひなたぼっこ会

三 代表者の氏名

浅原 精二

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島町連島六三番地一三一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅の回復途上にある障害者に対して、生活指導や作業訓練とふれあいの場を提供し、社会適応能力の向上を図ることにより、障害者回復途上者の社会適応訓練の場の確保と社会参加の促進を図ることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

〔二二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こもれびの会

三 代表者の氏名

江原 文平

四 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町大字新庄二六九六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者が日常生活を送るにあたり、介護、援助が必要な人に対して、介護福祉事業等を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び役員に関する事項

〔二二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人周匝地区の環境美化を進める会

三 代表者の氏名

井上 稔朗

四 主たる事務所の所在地

赤磐市周匝一四七六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、吉井城山公園とその周辺里山及び周匝地区の環境美化を進め、地域住民のみならず全国からの多くの観光客に対して憩いの場を提供し、観光客と地域住民との交流を通じて地域の活性化を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三二九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
カ ル ス ト	農 道	二九・三・三〇
羽 賀 峠	用 排 水	二九・三・三一
松 木 池	た め 池	二九・三・二四

〔二三〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都窪郡早島町全域	測量区域
数値地形図修正（地図情報レベル○○○）	測量の種類
平成二十九年五月十七日から 同年十二月二十八日まで	測量期間

〔二三一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により矢掛町から矢掛都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

矢掛都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、矢掛町建設課において縦覧に供する。

〔二三二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	岡山県指令備中局 建第二〇〇八号 平成二十九年六月 十五日	道 路 の 位 置	浅口郡里庄町大字里見字松尾沖四三 〇三番五、四三〇三番六、四三〇三 番七、四三〇三番九、四三〇三番一 〇、四三一二番五、四三〇三番五地 先道、四三〇三番七地先道、四三〇 三番九地先道、四三〇三番一〇地先 道、四三一二番五地先道、四三一二 番五地先堤（里庄町）、四三一二番 五地先水路、四三一二番五地先堤（岡 山県）	道路の幅員 （メートル）	四・〇〇	道路の延長 （メートル）	五二・一〇
---------------------------------	--	-----------------------	--	-----------------	------	-----------------	-------

〔二三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三四三―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市五二七―二フオブル西市三〇三号室

田原 博之

田原 悦子

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇号

〔二三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字セウキ一三八二一三、一三八二一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五一ーグランコート一 一〇八号室

立川 圭吾

三 許可番号

岡山県指令建指第三九号

〔二三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町矢尾字日笠五〇七―七、五一〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三五一九―五

林 猛

三 許可番号

岡山県指令建指第一九号

〔二三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市久世字中島井手向三二九五―一、三三〇―一、字中島三三〇七―一、字黒尾三二九七―二、字小家ノ前三三〇二―一、三三〇三―一、字中島井手向三三〇一から字中島三三〇七―一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇―一第一福岡ビルS館四階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

三 許可番号

岡山県指令建指第三四〇号

〔二三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字堀越一六四三―三一、一六四三―三三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区米倉七一―三シテイ。パール米倉一〇〇三号室

岩崎 輝

岩崎真理子

三 許可番号

岡山県指令建指第三五三号

〔二三八〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

- 1 物品の販売及び修理
- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工事用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他
- 2 物品の買受け

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 2 直前決算における自己資本額
- 3 直前決算における機械設備等の価額
- 4 直前決算における流動比率
- 5 申請時における従業員数
- 6 申請時までの営業年数
- 7 男女共同参画の推進状況
- 8 障害者雇用の状況
- 9 環境基準等の達成状況
- 三 資格審査を受けることができない者
- 次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規

定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等と県の契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

- (12) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出期間

平成二十九年八月一日から同月三十一日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、同月十六日必着とする。

- 3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

- 4 提出方法

- (1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

- (2) 郵送等の場合

八の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

- 1 交付期間

平成二十九年七月四日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

- 2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

- 3 交付方法

- (1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）また、平成二十九年八月三十一日は、午前九時から午後四時まで）の間に交付する。

- (2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、岡山県出納局用度課管理班（郵便番号七〇〇一八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求すること（平成二十九年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)からダウンロードすることができる。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十九年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (〇八六) 二二六一七五三八又は (〇八六) 二二六一七五三七

〔二三九〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約
別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - 2 直前決算における自己資本額
 - 3 直前決算における流動比率
 - 4 申請時における従業員数
 - 5 申請時までの営業年数
 - 6 ISO審査登録等に関する事項
 - 7 障害者雇用に関する事項
 - 8 男女共同参画に関する事項
 - 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）
 - 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）
- 三 入札参加資格の審査を受けることができない者
次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
 - 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

- していない者
- 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 入札参加資格の審査の申請手続
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
- (1) 申請書
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
- (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
- (4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

- (11) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出期間

平成二十九年八月一日から同月三十一日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、同月十六日必着とする。

- 3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

- 4 提出方法

- (1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

- (2) 郵送等の場合

八に掲げる役務に係る業務に応じた問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

- 1 交付期間

平成二十九年七月四日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

- 2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、県民生活部情報政策課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

- 3 交付方法

- (1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

また、平成二十九年八月三十一日は、午前九時から午後四時まで）の間に交付する。

- (2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、岡山県出納局用度課、総務部財産活用課又は県民生活部情報政策課（郵

便番号七〇〇一八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号)宛てに請求すること
(平成二十九年八月二十四日までの消印のあるものに限る。)

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)
総務部財産活用課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>)
又は県民生活部情報政策課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることができる。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十九年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

1 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班(直通電話(〇八六)二二六一七二三四)

2 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班(直通電話(〇八六)二二六一七二六四)

3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班(直通電話(〇八六)二二六一七五三八)

◎岡山県市町村職員共済組合公告第六百五十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十八年度決算の要旨を公告する。

平成二十九年六月二十三日

岡山県市町村職員共済組合理事長 山野通彦

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務 組合等	計
15	10	2	40	67

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	任意継続 組合員	計	第三号 厚生年金 被保険者
	一般職	特別職							
組合員数 (人)	16,214	72	25	2,231	1	2	209	18,754	18,534
長期標準報酬の月額 (千円)	6,274,174	41,684	15,320	837,370	340	1,240	—	7,170,128	7,164,188
長期平均標準報酬の月額 (円)	386,960	578,944	612,800	375,334	340,000	620,000	—	386,634	386,543
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	23,885,178	190,170	69,895	2,915,836	1,165	7,425	—	27,069,669	27,040,816
短期標準報酬の月額 (千円)	6,369,964	49,714	20,070	837,490	340	1,470	68,850	7,347,898	—
短期平均標準報酬の月額 (円)	392,868	690,472	802,800	375,388	340,000	735,000	329,426	391,804	—
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	23,919,451	208,924	88,028	2,915,836	1,165	8,768	—	27,142,172	—

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	20人	3人	0人	2人	1人	26人

4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	5,529,253
介護負担金	473,676
短期掛金(任継掛金を含む。)	5,562,154
介護掛金(任継掛金を含む。)	483,421
連合会交付金	554,572
利息及び配当金	541
賠償金	4,189
前年度繰越支払準備金	821,723
計	13,429,529
(支出)	千円
保健給付	4,743,963
休業給付	503,358
災害給付	4
附加給付	31,077
前期高齢者納付金	2,328,721
後期高齢者支援金	2,148,280
病床転換支援金	12
老人保健拠出金	50
退職者給付拠出金	134,024
介護納付金	931,427
一部負担金払戻金	54,762

厚生年金保険経理	
(収入)	千円
負担金	15,267,660
[標準報酬の月額分]	(7,305,785)
[標準期末手当等分]	(2,346,117)
[公的負担金]	(4,228,093)
[追加費用]	(1,387,665)
組合員保険料	9,651,294
[標準報酬の月額分]	(7,305,542)
[標準期末手当等分]	(2,345,752)
計	24,918,954
(支出)	千円
負担金払込金	15,267,660
組合員保険料払込金	9,651,294
計	24,918,954

退職等年金経理	
(収入)	千円
負担金	829,012
[標準報酬の月額分]	(627,317)
[標準期末手当等分]	(201,695)
掛金	829,027
[標準報酬の月額分]	(627,346)
[標準期末手当等分]	(201,681)
計	1,658,039
(支出)	千円
負担金払込金	829,012
掛金払込金	829,027
計	1,658,039

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

連 合 会 払 込 金	147,263
連 合 会 抛 出 金	530,575
業 務 経 理 へ 繰 入	37,187
任 継 掛 金 還 付 金	8,490
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	815,301
計	12,414,494
差 引 当 期 利 益 金	1,015,035
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	1,084,460
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	2,099,495

経 過 的 長 期 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	204,456
[標 準 報 酬 の 月 額 分]	(16,310)
[標 準 期 末 手 当 等 分]	(5,060)
[追 加 費 用]	(174,900)
[旧 恩 給 組 合 条 例 給 付 に 係 る 払 込 金]	(8,186)
計	204,456
(支 出)	千円
負 担 金 払 込 金	204,456
計	204,456

経 過 的 長 期 預 託 金 管 理 経 理	
(収 入)	千円
利 息 及 び 配 当 金	56,822
計	56,822
(支 出)	
支 払 利 息	56,822
計	56,822

業 務 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	200,786
連 合 会 交 付 金	96,121
利 息 及 び 配 当 金	158
短 期 経 理 よ り 繰 入	37,187
雑 収 入	64
計	334,316
(支 出)	
役 職 員 給 与	126,660
旅 費 ・ 事 務 費	17,177
委 託 費	7,260
賃 借 料	20,348
普 及 費	8,225
負 担 金	21,859
消 費 税	3,412
連 合 会 分 担 金	13,746
事 務 費 負 担 金 払 込 金	89,085
減 価 償 却 費	1,216

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

その他の支出	1,475
計	310,463
差引当期利益金	23,853
前年度末利益剰余金	428,413
次年度繰越利益剰余金	452,266

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	229,145
[標準報酬の月額分]	(169,880)
[標準期末手当等分]	(53,930)
[特定健診等負担金]	(5,335)
掛金	227,172
[標準報酬の月額分]	(173,245)
[標準期末手当等分]	(53,927)
保険手数料	14,683
連合会交付金	275
利息及び配当金	244
雑益	9,705
計	481,224
(支出)	千円
職員給与	14,240
厚生費	357,434
特定健康診査等費	31,925
[特定健康診査費]	(11,838)
[特定保健指導費]	(20,087)
旅費・事務費	3,337
委託費	1,942
貸借料	4,403
普及費・調査研究費	2,666

宿 泊 経 理	
(収入)	千円
施設収入	298,852
商品売上	12,061
賃貸料	24,666
利息及び配当金	817
貸倒引当金戻入	168
保健経理より繰入	358
その他の収入	117
計	337,039
(支出)	千円
旅費・事務費	3,081
商品仕入	9,730
事業用消耗品費	8,342
飲食材料費	56,181
委託費	138,880
委託管理費	25,603
光熱水料	23,542
修繕費	24,511
洗濯費	8,276
貸借料	4,759
普及費	7,320
負担金	13,716
消費税	1,302

貯 金 経 理	
(収入)	千円
利息及び配当金	613,905
償還差益	3,810
計	617,715
(支出)	千円
職員給与	12,804
旅費・事務費	3,464
貸借料	2,972
普及費	1,700
負担金	2,250
消費税	467
支払利息	407,387
その他の支出	429
計	431,473
差引当期利益金	186,242
前年度末利益剰余金	3,054,521
次年度繰越利益剰余金	3,240,763

貸 付 経 理	
(収入)	千円
組合員貸付金利息	74,525
連合会交付金	320
計	74,845
(支出)	千円
職員給与	3,854
旅費・事務費	1,570
委託費	209
貸借料	1,488
負担金	638
普及費	1,218
消費税	260
支払利息	56,647
連合会払込金	3,900
その他の支出	54
計	69,838
差引当期利益金	5,007
前年度末利益剰余金	463,501
次年度繰越利益剰余金	468,508

平成29年6月23日 岡山県公報 第11899号

負 担 金	2,519
消 費 税	3,268
連 合 会 分 担 金	4,795
宿 泊 経 理 へ 繰 入	358
減価償却その他の支出	184
計	427,071
差引当期利益金	54,153
前年度末利益剰余金	570,654
次年度繰越利益剰余金	624,807

保 険 料	673
被 服 費	207
減価償却費・固定資産除却損	70,103
貸倒引当金繰入	186
その他の支出	458
計	396,870
差引当期損失金	59,831
前年度末利益剰余金	354,661
次年度繰越利益剰余金	294,830